

2 6 サ 第 3 号
平成26年4月22日

南相馬市鹿島区地域協議会

会長 五賀 和雄 様

南相馬市長 桜井 勝延



公の施設の設置及び管理運営に関することについて（諮問）

地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。

記

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設の設置及び管理運営について
（内容説明資料 別紙のとおり）

（事務担当 サービスエリア利活用推進課 中城 電話24-5301）